

保証人になってくださる方へ

保 証 人 に つ い て

要 旨

本会の奨学金は、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な生徒に対して貸与し、もって本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することを目的としています。特に、奨学金の原資は、国民の皆様からの貴重な税金であり、返還者（奨学生）本人からの返還金が次世代の生徒の奨学金の原資となることから、本会では、奨学金事業を継続的かつ安定的に運営するために、返還金の確実な回収に努めております。

保証人が、返還者本人又は連帯保証人に代わり、奨学金を返還する場合、本会に対し、申し出ることによって、保証人が返還すべき金額を、請求額の2分の1にすることができます。この申し出は、法律(民法)で定められている「分別の利益」という保証人の権利(抗弁権)です。

一方、保証人が、分別の利益を申し出ないで、返還者本人又は連帯保証人に代わり、奨学金を返還した場合、本会に支払った分について返還者本人又は連帯保証人に返還を求める権利(求償権)を取得することができます。

「分別の利益」を申し出るか、または、「求償権」を取得するか、については、保証人の判断に委ねられています。

詳細については、以下の内容をご参照ください。

※なお、以下の内容については、連帯保証人は対象となりません。

1. 保証人について

(1) 保証人の債務(保証債務)について

- ・保証人は、返還者本人が貸与を受けた奨学金(延滞している場合は、延滞金を含む)を返還するという、返還者本人と同一内容の債務(保証債務)を負うことになります。
- ・**民法第447条1項** 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。

(2) 保証人の権利について

- ・保証人は、本会からの請求に対し、請求額を2分の1にすることを申し出る(抗弁を主張)ことができます。
- ・これを法律上「分別の利益」(保証人が複数いる場合、その人数に応じた範囲でしか義務を負わない)といいます。本会は、保証人からの「分別の利益」の申し出に対して、保証人への請求額を返還者本人への請求額の2分の1に減じたり、法的措置に移行した場合は、その2分の1の額で和解する等、適正に対応します。
- ・なお、保証人からの「分別の利益」の申し出により、返還者本人・連帯保証人の債務の内容は変わらず、返還者本人・連帯保証人は、返還未済額の全額について支払義務を負うことには変わりはありません。
- ・**民法第456条** 数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為により債務を負担したときであっても、第427条の規定を適用する。
- ・**民法第427条** 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

(3) 保証人から返還者本人または連帯保証人への請求(求償権の取得)について

- ・保証人が、本会に対し、「分別の利益」を申し出ないで未返還金全額を支払い、返還者本人の返還債務がなくなった場合、以下のA、Bのとおり、保証人は、返還者本人又は連帯保証人に対して、本会に支払った分について返還を求める権利を取得することになります。これを法律上「求償権」といいます。

- ・保証人が本会に返還した金額については、法的に有効であり、返還があった奨学金について、本会の請求権がなくなっているため、本会としては、返金の要求には応じかねます。
- ・そのため、保証人が負担部分を超えて本会に返還した金額については、この「求償権」に基づき、返還者本人又は連帯保証人に対し請求していただくようお願いしています。

A. 保証人は、返還者本人に対して、本会に支払った返還額の全額について求償(請求)することができます。

・民法第459条

1. 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額)の求償権を有する。

2. 第442条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

B. 保証人は、他の保証人(本会の奨学金の場合は、連帯保証人)に対して、本会に支払った返還金のうち、自己の負担部分を超える部分を求償(請求)することができます。

・民法第442条

1. 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額(その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額)のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。

2. 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

・民法第462条

1. 第459条の2第1項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

2. 主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

3. 第459条の2第3項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

・民法第459条の2

1. 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2. 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

3. 第1項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行行使することができない。

2. 氏名、住所、勤務先の変更届けについて

- ・保証人は返還が終了するまでの間に、氏名、住所、勤務先に変更が生じた場合は、奨学生本人を通じて、本会へ「転居・改氏名・勤務先(変更)届」を遅滞なく提出していただくようお願いいたします。

※ 奨学金の返還についてご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。